

令和 8 年度 様式 21 「法令対応確認一覧」 修正一覧表

- 令和 8 年度 様式 21 「法令対応確認一覧」の修正箇所を朱書きとし、修正箇所以外については省略「(略)」とした。

短期大学評価基準	関係法令 ^(*)	対応 状況	
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果			
A 建学の精神			
(略)			
B 教育の効果			
基準Ⅰ・B-1 教育目的・目標を確立している。	【学校教育法】第 108 条第 1 項 (短期大学の 目的)		
	【学校教育法】第 108 条第 4 項 (専門職短期大学の 目的)		
	(略)		
基準Ⅰ・B-2 (略)			
基準Ⅰ・B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。	【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 (三つの 方針の策定)		
	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項 (情報の公表： 三つの方針の策定)		
C 社会貢献			
(略)			
D 内部質保証			
基準Ⅰ・D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	(略)		
	【学校教育法施行規則】第 166 条 (自己点検・評価の項目、体制)		
基準Ⅰ・D-2 (略)			
基準Ⅱ 教育課程と学生支援			
A 教育課程			
基準Ⅱ・A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。	(略)		
	【学校教育法施行規則】第 146 条の 2 (専門職大学等における 修業年限の通算)		
	(略)		
※ 基幹教員制	【短期大学設置基準】第 17 条 (科目等履修生等)		
※ 専任教員制	【短期大学設置基準】<旧>第 17 条 (科目等履修生等)		
	(略)		

令和8年度 様式21「法令対応確認一覧」修正一覧表

短期大学評価基準	関係法令 ^(*)	対応状況	
基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。	(略)		
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第3条の2(学科連係課程実施学科)		
※専任教員制	【短期大学設置基準】<旧>第3条の2(学科連係課程実施学科)		
	(略)		
基準Ⅱ-A-3 (略)			
基準Ⅱ-A-4 (略)			
B 学習成果			
基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。	【学校教育法施行規則】第172条の2第4項(情報の公表：修得すべき知識・能力に関する情報の公表)		
基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。	【短期大学設置基準】第11条の2(成績評価基準等の明示等)		
基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。	【学校教育法施行規則】第172条の2第1項第6号(情報の公表：学修の成果に係る評価)		
基準Ⅱ-B-4 (略)			
C 入学者選抜			
(略)			
D 学生支援			
(略)			
基準Ⅲ 教育資源と財的資源			
A 人的資源			
基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。	(略)		
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第20条第7項 教育研究実施組織等(2以上の校地における教職員の配置等)		
※専任教員制	【短期大学設置基準】<旧>第20条第4項(教員組織：2以上の校地における教職員の配置等)		
	(略)		
※専任教員制	【短期大学設置基準】<旧>第23条(教授の資格)		

令和 8 年度 様式 21 「法令対応確認一覧」 修正一覧表

短期大学評価基準	関係法令 ^(*)	対応状況	
	※【短期大学設置基準】附則（令和 4 年 9 月 30 日 文部科学省令第 34 号：第 5 条 講師の経歴に関する経過措置）		
	(略)		
※専任教員制	【短期大学設置基準】<旧>第 35 条の 11（実務の経験等を有する基幹教員） ※【短期大学設置基準】附則（令和 4 年 9 月 30 日 文部科学省令第 34 号：第 5 条 講師の経歴に関する経過措置）		
基準Ⅲ-A-2 (略)			
基準Ⅲ-A-3 (略)			
基準Ⅲ-A-4 (略)			
基準Ⅲ-A-5 (略)			
基準Ⅲ-A-6 (略)			
B 物的資源			
基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。	(略)		
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第 28 条（校舎）		
※専任教員制	【短期大学設置基準】<旧>第 28 条（校舎） 【短期大学設置基準】附則（令和 4 年 9 月 30 日 文部科学省令第 34 号：第 4 条 施設及び教員に関する経過措置）		
	(略)		
基準Ⅲ-B-2 (略)			
C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源			
(略)			
D 財的資源			
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	(略)		
	【私立学校法】第 17 条（資産）		
	【私立学校法】第 98 条（会計年度）		
	【私立学校法】第 99 条（予算及び事業計画）		
	【私立学校法】第 101 条（会計の原則）		
	【私立学校法】第 102 条（会計帳簿）		
	【私立学校法】第 103 条（計算書類等の作成及び保存）		

令和8年度 様式21「法令対応確認一覧」修正一覧表

短期大学評価基準	関係法令 ^(*)	対応状況	
	【私立学校法】第104条(計算書類等の監査等)		
基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	【私立学校法】第98条(会計年度)		
	【私立学校法】第99条(予算及び事業計画)		
	【私立学校法】第101条(会計の原則)		
	【私立学校法】第102条(会計帳簿)		
	【私立学校法】第103条(計算書類等の作成及び保存)		
	【私立学校法】第104条(計算書類等の監査等)		
	【私立学校法】第148条第2項～第4項(中期事業計画の作成等)		
基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス			
A 理事会運営			
基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。	【私立学校法】第16条(学校法人の責務)		
	【私立学校法】第36条第4項(理事会の職務等：あらかじめ評議員会の意見を聴くべき事項)		
	【私立学校法】第37条(理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事)		
	【私立学校法】第39条(理事の報告義務等)		
	【私立学校法】第40条(一般社団・財団法人法の規定の準用[理事の職務を代行する者の権限等：第78条、第80条、第82条、第84条、第85条、第92条第2項])		
	【私立学校法】第105条(計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等)		
	【私立学校法】第108条第2項(寄附行為の変更：あらかじめ評議員会の意見を聴くべき事項)		
	【私立学校法】第146条第2項(理事の構成及び報告義務の特例)		
基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。	【私立学校法】第20条(特別の利益供与の禁止)		
	【私立学校法】第36条(理事会の職務等)		
	【私立学校法】第38条(理事の忠実義務)		
	【私立学校法】第40条(一般社団・財団法人法の規定の準用[理事の職務を代行する者の権限等：第78条、第80条、第82条、第84条、第85条、第92条第2項])		
	【私立学校法】第41条(理事会の招集)		
	【私立学校法】第42条(理事会の決議)		
	【私立学校法】第43条(理事会の議事録)		

令和8年度 様式21「法令対応確認一覧」修正一覧表

短期大学評価基準	関係法令 ^(*)	対応状況	
	【私立学校法】第44条（一般社団・財団法人法の規定の準用 [招集通知等：第94条、第98条]）		
	【私立学校法】第88条（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）		
	【私立学校法】第89条（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）		
	【私立学校法】第90条（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）		
	【私立学校法】第91条（学校法人に対する損害賠償責任の免除）		
	【私立学校法】第92条（責任の一部免除）		
	【私立学校法】第93条（理事会による免除に関する寄附行為の定め）		
	【私立学校法】第94条（責任限定契約）		
	【私立学校法】第95条（理事が自己のためにした取引に関する特則）		
	【私立学校法】第96条（補償契約）		
	【私立学校法】第97条（役員又は会計監査人のために締結される保険契約）		
	【私立学校法】第99条（予算及び事業計画）		
	【私立学校法】第100条（役員及び評議員に対する報酬等）		
	【私立学校法】第108条（寄附行為の変更）		
	【私立学校法】第148条第1項（体制の整備）		
	【私立学校法】第148条第2項～第4項（中期事業計画の作成等）		
基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。	【私立学校法】第18条（機関の設置：理事）		
	【私立学校法】第29条（理事選任機関）		
	【私立学校法】第30条（理事の選任等）		
	【私立学校法】第31条（理事の資格及び構成）		
	【私立学校法】第32条（理事の任期）		
	【私立学校法】第34条（理事に欠員を生じた場合の措置）		
	【私立学校法】第146条第1項（理事の構成及び報告義務の特例）		
B 教学運営			
基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。	【学校教育法】第92条第3項（所属職員の統督） (略)		
	【学校教育法施行規則】第143条（教授会に置く代議員会等）		

令和8年度 様式21「法令対応確認一覧」修正一覧表

短期大学評価基準	関係法令 ^(*)	対応状況	
	(略)		
C ガバナンス			
基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。	【私立学校法】第18条(機関の設置:監事)		
	【私立学校法】第45条(監事の選任等)		
	【私立学校法】第46条(監事の資格)		
	【私立学校法】第47条(監事の任期)		
	【私立学校法】第49条(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続き)		
	【私立学校法】第50条(監事に欠員を生じた場合の措置)		
	【私立学校法】第52条(監事の職務)		
	【私立学校法】第53条(監事の調査権限)		
	【私立学校法】第54条(評議員会に提出する議案等の調査義務)		
	【私立学校法】第55条(理事会及び評議員会への出席義務等)		
	【私立学校法】第56条(理事会等への報告)		
	【私立学校法】第57条(理事会及び評議員会の招集)		
	【私立学校法】第58条(監事による理事の行為の差止め)		
	【私立学校法】第60条(一般社団・財団法人法の規定の準用[費用等の請求:第106条])		
	【私立学校法】第88条(役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任)		
	【私立学校法】第89条(役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任)		
	【私立学校法】第90条(役員、評議員又は会計監査人の連帯責任)		
	【私立学校法】第91条(学校法人に対する損害賠償責任の免除)		
	【私立学校法】第92条(責任の一部免除)		
	【私立学校法】第93条(理事会による免除に関する寄附行為の定め)		
	【私立学校法】第94条(責任限定契約)		
【私立学校法】第96条(補償契約)			
【私立学校法】第97条(役員又は会計監査人のために締結される保険契約)			
【私立学校法】第103条(計算書類等の作成及び保存)			
【私立学校法】第104条(計算書類等の監査等)			

令和8年度 様式21「法令対応確認一覧」修正一覧表

短期大学評価基準	関係法令 ^(*)	対応状況	
	【私立学校法】第145条(常勤の監事の選定の特例)		
基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。	【私立学校法】第18条(機関の設置:評議員)		
	【私立学校法】第61条(評議員の選任等)		
	【私立学校法】第62条(評議員の資格及び構成)		
	【私立学校法】第63条(評議員の任期)		
	【私立学校法】第65条(評議員に欠員を生じた場合の措置)		
	【私立学校法】第66条(評議員会の職務等)		
	【私立学校法】第67条(評議員会による理事の行為の差止めの求め)		
	【私立学校法】第68条(評議員による寄附行為の閲覧等の請求)		
	【私立学校法】第69条(評議員会の招集の時期)		
	【私立学校法】第70条(評議員会の招集の手続等)		
	【私立学校法】第71条(評議員会の招集等の請求)		
	【私立学校法】第72条(評議員による評議員会の招集等)		
	【私立学校法】第73条(監事による評議員会の招集等)		
	【私立学校法】第74条(招集手続の省略)		
	【私立学校法】第75条(評議員による議案の提出)		
	【私立学校法】第76条(評議員会の決議)		
	【私立学校法】第77条(延期または続行の決議)		
	【私立学校法】第78条(評議員会の議事録)		
	【私立学校法】第79条(一般社団・財団法人法の規定の準用 [評議員会への報告の省略: 第195条])		
	【私立学校法】第88条(役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任)		/
【私立学校法】第89条(役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任)		/	
【私立学校法】第90条(役員、評議員又は会計監査人の連帯責任)		/	
【私立学校法】第91条(学校法人に対する損害賠償責任の免除)		/	
【私立学校法】第147条(評議員会及び評議員の特例)			

令和8年度 様式21「法令対応確認一覧」修正一覧表

短期大学評価基準	関係法令 ^(*)	対応状況	
	【私立学校法】第150条（寄附行為の変更、解散及び合併の特例）		
基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	【私立学校法】第18条（機関の設置：会計監査人）		
	【私立学校法】第80条（会計監査人の選任等）		
	【私立学校法】第81条（会計監査人の資格）		
	【私立学校法】第82条（会計監査人の任期）		
	【私立学校法】第84条（会計監査人の選任及び解任等に関する手続）		
	【私立学校法】第85条（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）		
	【私立学校法】第86条（会計監査人の職務等）		
	【私立学校法】第87条（一般社団・財団法人法の規定の準用〔監事に対する報告等：第108条～第110条〕）		
	【私立学校法】第88条（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）	/	
	【私立学校法】第89条（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）	/	
	【私立学校法】第90条（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）	/	
	【私立学校法】第91条（学校法人に対する損害賠償責任の免除）	/	
	【私立学校法】第92条（責任の一部免除）	/	
	【私立学校法】第93条（理事会による免除に関する寄附行為の定め）		
	【私立学校法】第94条（責任限定契約）		
【私立学校法】第96条（補償契約）			
【私立学校法】第97条（役員又は会計監査人のために締結される保険契約）			
【私立学校法】第144条（会計監査人の設置の特例）			
基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	(略)		
	【私立学校法】第27条（寄附行為の備置き及び閲覧等）		
	【私立学校法】第106条（計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等）		
	【私立学校法】第107条（財産目録等の作成、備置き及び閲覧等）		
	【私立学校法】第149条（計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例）		
	【私立学校法】第151条（情報の公表の特例）		

令和8年度 様式21「法令対応確認一覧」修正一覧表

- (略)
- ~~令和7年度短期大学認証評価の自己点検・評価は令和6年度を中心に行うため、私立学校法については改正(令和7年4月1日施行)前の条項を記載している。~~
- (略)

【記入上の注意】

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 「対応状況」欄に斜線が付されている条項は、突発的な出来事(事故・事件等)がない限り通常「該当なし」とする条項ですが、対象となる役員等に法的責任等を注意喚起するため記載しています。そのため、該当する場合は、「対応状況」欄の斜線を消して「○」を記載し、「根拠となる資料又はURL」欄に根拠資料等を記載してください。なお、役員等に係る損害賠償規程等、法令に対応する規程を既に設けている場合は、「対応状況」欄を斜線のままにし、「根拠となる資料又はURL」欄に規程名等を記載してください。

以上